

東京国際空港

共用通信システム サービス約款

空港施設株式会社

目次

第1章	総則	1
	(約款の適用)	1
	(約款の変更)	1
	(用語の定義)	1
	(契約者への通知)	3
第2章	共用通信サービスの提供	3
	(共用通信サービスの提供区域)	3
	(共用通信サービスの種類)	3
	(電話サービスの種類)	3
	(デジタル通信サービスの種類)	4
	(通話及び通信の種類)	4
第3章	契約	4
第1節	共用通信サービスに係る契約	4
	(契約の種類)	4
	(契約の単位)	5
	(サービス契約の申込み)	5
	(サービス契約の申込みの拒絶)	5
	(サービス契約の申込みの承諾)	5
	(契約者回線の終端)	6
	(回線番号)	6
	(サービス契約の変更)	6
	(サービスの利用の一時中断)	6
	(サービスの利用休止)	6
	(契約者が行う契約の解除)	6
	(当社が行う契約の解除)	6
	(契約者の氏名等の変更及び権利の譲渡)	7
	(その他)	7
第2節	付加サービス	7
	(付加サービスの提供)	7
	(付加サービスの利用の廃止)	7
	(契約者回線の利用休止又は契約解除があった場合の取扱い)	7
第4章	料金	7
	(共用通信サービス料金)	8
	(基本料金等の支払義務)	8
	(基本料金等の日割り)	8

(通信時間の測定等)	8
(通信料金の支払義務)	8
(契約料の支払義務)	9
(加入金の支払義務)	9
(工事料の支払義務)	9
(料金の支払い)	9
(延滞金)	10
(端数処理)	10
第2章 工事	10
(自営端末設備までの電気通信設備)	10
(特別な設備の設置)	10
(工事の申請と承認)	10
第3章 当社の義務等	11
(共用通信サービスの開始)	11
(当社の維持責任)	11
(当社設備の障害等)	11
(修理・復旧)	11
(修理又は復旧の場合の暫定措置)	11
(当社設備の支障移転等)	11
(共用通信サービスの利用停止)	11
(共用通信サービスの利用中止)	12
(共用通信サービスの廃止)	12
(自営端末設備等に異常がある場合等の検査)	13
(通信利用の制限)	13
第4章 契約者の義務等	13
(自営端末設備及び自営電気通信設備の設置、接続、変更)	13
(第三者の監督)	14
(禁止行為)	14
(契約者の切分責任)	14
(違約金)	14
第5章 損害賠償	14
(損害賠償)	14
(免責)	15
第6章 その他	16
(個人情報保護)	16
(反社会的勢力の排除)	16
(要求の拒絶)	17
(準拠法及び管轄)	17

(協議)	17
別表第 1 付加サービス (第 24 条関係)	19
別表第 2 共用通信システム料金体系図 (第 28 条関係)	23
別表第 3 料金算定方法 (第 28 条関係)	25
別表第 4 料金単価表 (第 28 条関係)	31
別表第 5 通信料金明細内訳書の料金単価表 (第 28 条関係)	40

共用通信システム サービス約款

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条 空港施設株式会社(以下、「当社」という。)は、この「共用通信システム サービス約款」(以下、「本約款」という。)によって、共用通信サービス(以下、「本サービス」という。)を提供します。
- 2 本約款は、本サービスの利用に関し、当社と契約者との関係に適用されるものとします。
 - 3 本約款の他に当社が別途定める諸規定は、それぞれ本約款の一部を構成するものとします。
 - 4 前項の諸規定の内容が本約款と異なる場合は、当該諸規定の内容が優先されるものとします。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、契約者の承認を得ることなく、本約款を随時追加・変更することがあります。この場合には、契約者の利用条件その他の契約の内容は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

- 第3条 本約款において、次の用語は、それぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4 電気通信線路	電気通信を行うための電線、ケーブル及びこれらを支持し、又は保蔵する工作物
5 通 話	おおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響を電気通信回線設備を通じて送り、又は受ける通信
6 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
7 デジタル網	主として 64kbit/s の伝送速度によりデータ、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備
8 交換設備	電話網及びデジタル網において使用される交換設備(その交換設備に接続される附属設備を含む。)

9	共用通信システム	東京国際空港において、電気通信サービスを提供するため当社が設置した電気通信設備であって、電話網、デジタル網により構成される通信網
10	共用通信サービス	電話網及びデジタル網を使用して行う電気通信サービス (1)加入電話サービス (2)多機能電話サービス (3)第1種デジタル通信サービス (4)第2種デジタル通信サービス
11	サービス契約	当社からサービスの提供を受けるための契約
12	契約者	当社とサービス契約を締結している者
13	契約者回線	契約の申込みに基づいて、交換設備と当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線及び、申込者が指定する場所に当社が設置する端末設備
14	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備
15	自営端末設備	契約者が設置する端末設備
16	自営電気通信設備	契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
17	契約者回線等	契約者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備
18	共用通信サービスの利用の一時中断	電話番号等を他に転用することなく一時的に共用通信サービスを利用できないようにすること
19	共用通信サービスの利用休止	電話番号等を他に転用することを条件として、共用通信サービス等を一時的に利用できないようにすること
20	共用通信サービスの利用停止	契約者が禁止行為を行った場合等に当社がその共用通信サービス等を利用できないようにすること
21	共用通信サービスの利用中止	保守上又は工事上等やむを得ない理由により、当社が共用通信サービスの提供を中止すること
22	ユニバーサルサービス料	電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則により算出された料金
23	電話リレーサービス料	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に定める電話リレーサービスの提供に必要な費用に充てるための負担金

(契約者への通知)

第4条 当社から契約者に対する通知

- (1) 当社から契約者に対する通知は、本約款上で特に定めない限り、契約者情報に基づくメールの送付、ホームページ上での掲示、電話、郵便その他当社が適当と認める方法によりおこなうものとします。
 - (2) 前号の通知がメール又は郵便でおこなわれる場合、通知の効力は、当社のメールが契約者のサーバに到着した時、又は当社の郵便物が契約者に到着した時に生じるものとします。
- 2 契約者から当社に対する通知
- (1) 契約者から当社に対する通知は、当社が指定するメールアドレスへのメールの送付、電話、郵便その他当社が適当と認める方法によりおこなうものとします。
 - (2) 前号の通知がメール又は郵便でおこなわれる場合、通知の効力は、契約者からのメールが当社のサーバに到着した時、又は契約者からの郵便物が当社に到着した時に生じるものとします。

第2章 共用通信サービスの提供

(共用通信サービスの提供区域)

第5条 当社が本サービスを提供する区域は、東京国際空港内であって当社の電気通信設備が設置されている区域とします。

(共用通信サービスの種類)

第6条 当社が提供する本サービスの種類は、次のとおりです。

- (1) 電話サービス
- (2) デジタル通信サービス

(電話サービスの種類)

第7条 電話サービスには、次の種類があります。

種類	内容
加入電話	当社が電話網交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する電話サービス
多機能電話	当社が契約の申込者が指定する場所に端末設備を設置して提供する電話サービス

(デジタル通信サービスの種類)

第8条 デジタル通信サービスには、次の種類があります。

種類	内容
第1種デジタル通信サービス	当社がデジタル網交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して144kbit/sで提供するデジタル通信サービス
第2種デジタル通信サービス	当社がデジタル網交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して1536kbit/sで提供するデジタル通信サービス

- 2 第1種デジタル通信サービスは、1の契約者回線において、2のBチャンネル(64kbit/sで信号を送ることが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。)及び1のD16チャンネル(16kbit/sで主として制御信号を送ることが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。
- 3 第2種デジタル通信サービスは、1の契約者回線において、23のBチャンネル及び1のD64チャンネル(64kbit/sで主として制御信号を送ることが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

(通話及び通信の種類)

第9条 通話及び通信には、次の種類があります。

種類	内容
1 内部網接続通話及び通信	電話網における電話網交換設備とデジタル網交換設備の内線相互通話機能を用いて行われる、当社の契約者間の通話及び通信
2 外部網接続通話及び通信	電話網における内部網接続通話以外の通話及び通信

第3章 契約

第1節 共用通信サービスに係る契約

(契約の種類)

第10条 本サービスに係る契約は、次のとおりです。

- (1) 加入電話契約
- (2) 多機能電話契約
- (3) 第1種デジタル通信契約
- (4) 第2種デジタル通信契約

(契約の単位)

第11条 当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 のサービス契約を締結します。この場合は、契約者は、1 のサービス契約について 1 人に限ります。

(サービス契約の申込み)

第12条 サービスの利用を希望する者(以下、「申込者」という。)は、本約款に同意したうえで、所定の申込書 1 通を当社に提出していただきます。サービスの内容により、申込書提出日から利用開始・廃止希望日までの期間が異なります。空港外発着信をご希望の場合は、東日本電信電話株式会社(以下 NTT 東日本)による電話番号追加工事が必要となるため、NTT 東日本が定める所定の工事日数がかかります。その他のサービスは、利用開始・廃止希望日の 7 営業日前までに当社に申込書を提出していただきます。(「営業日」とは、土曜・日曜祝日・年末年始・当社が別途定める休業日を除く暦日のことをいいます。)

- 2 当社は、契約の申込みにおいて、申込者に対し、別途当社が定める確認資料の提出を要求することがあります。

(サービス契約の申込みの拒絶)

第13条 当社は、申込者が以下のいずれかに該当するときは、申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社が適当と認めた次に掲げる者以外の者から申込みを受けたとき

ア 国土交通省東京航空局による構内営業の承認を受けた者

イ 航空運送事業者及び報道通信事業者

ウ 空港の設置又は管理に直接関連を有する業務を行う国及び地方公共団体

エ 空港内の事業所内で当該事業所の従業員を対象として事業を行う者

オ 空港内施設の建設、その他の工事及び施設の維持、保安に係る事業を行う者のうち当社が特に認める者

カ 専ら当社の委託又は請負に係る事業を行う者

キ その他空港を利用する者の利便を確保するため必要な業務を行う者

- (2) 契約の申込みの際に当社に届出た事項に虚偽、誤記又は記入漏れがあったとき

- (3) 申込者が過去に本約款違反により、当社から本契約を解除されているとき

- (4) 申込者が反社会的勢力と関係していると当社が判断したとき

- (5) 契約者回線を設置し、又は保守することが著しく困難なとき

- (6) その他当社が本契約の締結を不相当であると判断したとき

(サービス契約の申込みの承諾)

第14条 当社は、第 12 条(サービス契約の申込み)の申込みを承諾したときは、その申込書の写しに受付印を押印し、これを承諾書として申込者に交付します。

- 2 本サービスの提供に係る契約は、当社が前項の承諾書を交付した時に成立するものとします。

- 3 当社は、サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

(契約者回線の終端)

- 第15条 電話網またはデジタル網と自営端末設備を接続する契約者回線の終端は、当社又は建物所有者が建物又は工作物内に設置した配線盤とします。ただし、当社又は建物所有者が、別に指定する場合があります。
- 2 当社が端末設備を設置する契約者回線の終端は、当社が設置する端末設備とします。ただし、電話網と当社が設置する端末設備の間に、契約者が自営電気通信設備を設置する区間を除きます。

(回線番号)

- 第16条 本サービスの回線番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。
- 2 当社は、第45条(修理又は復旧の場合の暫定措置)の規定による場合のほか、技術上及び業務遂行上やむを得ない理由があるとき、又は契約者から回線番号の変更申出があり、その理由が妥当であると認められる場合には、その回線番号を変更することがあります。
- 3 前2項の場合において、当社は、第一種電気通信事業者と契約者回線を接続する場合は、当該事業者と協議し回線番号を定めます。
- 4 当社は、回線番号を決定し、又は変更したときは、速やかにその旨を契約者に通知します。

(サービス契約の変更)

- 第17条 当社は、契約者から請求があったときは、サービス契約の変更を行います。

(サービスの利用の一時中断)

- 第18条 当社は、契約者から請求があったときは、サービスの利用の一時中断を行います。

(サービスの利用休止)

- 第19条 当社は、契約者から請求があったときは、サービスの利用休止を行います。
- 2 サービスの利用休止期間(そのサービスを利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。)は、10年を限度とします。

(契約者が行う契約の解除)

- 第20条 当社は、契約者から請求があったときは、サービス契約の解除を行います。

(当社が行う契約の解除)

- 第21条 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することがあります。
- (1) 第47条(共用通信サービスの利用停止)の規定により本サービスの利用を停止され、なおその事実を解消しないとき
 - (2) 第48条(共用通信サービスの利用中止)第1項の規定に該当するとき
 - (3) 第49条(共用通信サービスの廃止)の規定に該当するとき
 - (4) 第54条(禁止行為)の規定に該当するとき

(契約者の氏名等の変更及び権利の譲渡)

第22条 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、速やかに所定の届出書1通を当社に提出していただきます。

- 2 前項の届出があったとき、当社は契約者に対しその届出のあった事実を証明する書類の提出を要求することがあります。
- 3 契約者が契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が認めた場合は、この限りではありません。
- 4 相続又は法人の合併により、契約者の地位の継承があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、速やかに所定の届出書1通を当社に提出していただきます。
- 5 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届出させていただきます。これを変更した場合も同様とします。
- 6 当社は前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

(その他)

第23条 第12条(サービス契約の申込み)ならびに第14条(サービス契約の申込みの承諾)の各号の規定は、第17条(契約の変更)、第18条(サービスの利用の一時中断)、第19条(サービスの利用休止)、第20条(契約者が行う契約の解除)、第24条(付加サービスの提供)、第25条(付加サービスの利用の一時中断)においても同様とします。

第2節 付加サービス

(付加サービスの提供)

第24条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線等について別表第1の付加サービスを提供します。

(付加サービスの利用の廃止)

第25条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加サービスの廃止を行います。

(契約者回線の利用休止又は契約解除があった場合の取扱い)

第26条 当社は、付加サービスを提供している契約者回線の利用休止又は契約解除があったときは、その付加サービスを廃止します。

第4章 料金

(共用通信サービス料金)

第27条 本サービスの提供に係る料金(以下「料金」という。)の体系及び算定方法は、別表第2及び別表第3のとおりとします。

- 2 前項の料金の単価は、別表第4及び別表第5のとおりとします。
- 3 当社は、本サービスの料金の算定及び請求、収納に係る作業の全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

(基本料金等の支払義務)

第28条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線又は付加サービスの提供を開始した日から起算してサービスの利用休止、契約の解除又は付加サービスの廃止があった日の当日までの期間(提供を開始した日とサービスの利用休止、契約の解除又は付加サービスの廃止があった日が同一の日である場合は、その日)について、基本料金、付加サービス使用料金(以下「基本料金等」といいます。)及び通信料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断をしたとき、又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金等の支払いを要します。

(基本料金等の日割り)

第29条 基本料金等は、次の各号の一に該当し、本サービスの利用日数が1箇月に満たない場合には、本サービスの利用日数に応じて日割り計算により算出するものとします。

- (1) 暦月の初日以外の日の本サービスの提供の開始があったとき
 - (2) 暦月の末日以外の日の本サービスの利用休止、解除又は付加サービスの廃止があったとき
- 2 前項の規定による基本料金等の日割りは、月額料金等を当月の日数で割って計算するものとします。

(通信時間の測定等)

第30条 通信時間は、契約者回線等を相手方に接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けて、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

- 2 前項の規定にかかわらず、回線の故障等発信者又は着信者の責めによらない理由により通信中に一時通信ができなかった時間は、通信時間には含まないものとします。

(通信料金の支払義務)

第31条 契約者は、その契約者回線から行った通信について、第30条(通信時間の測定等)の規定により測定した通信時間と、別表第4及び第5の通信料金の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

- 2 契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する月の前

12箇月の各月における1日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

- 3 第1項の料金の算定は、毎暦月の1日を起算日とし、次の暦月の起算日の前日までの期間について計算します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、110番又は118番、119番への通信については、その料金の支払いを要しません。

(契約料の支払義務)

第32条 契約者は、本サービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、別表第4に規定する契約料の支払いを要します。ただし、その契約者回線の設置の工事の着手前にその契約の解除があったときは、この限りではありません。

(加入金の支払義務)

第33条 契約者は、本サービスに係る契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、別表第4に規定する加入金の支払いを要します。ただし、契約者回線の設備工事の完了前にその工事に係る契約の解除があったときは、この限りではありません。

- 2 現に利用している当社の本サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに本サービスの契約を締結して提供を受ける場合は、現に利用している当社の本サービスに係る加入金については、新たに契約を締結して提供を受ける本サービスの加入金に充当することができます。
- 3 当社は前2項によるほか、当社又は契約者がその契約を解除した場合は加入金の返還は行わないものとします。

(工事料の支払義務)

第34条 契約者は、契約の申込み、契約の解除又はその他工事を要する申請をし、その承諾を受けたときは、別表第4に規定する工事料の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除、契約の解除の取消し又はその他工事の申請の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があった時までに着手した工事の部分及び原状に復帰するための工事について、当社が別に算定した額の支払いを要します。

(料金の支払い)

第35条 契約者は、当社の請求に基づき、料金を請求日の翌月末までに指定された方法で支払っていただきます。

- 2 当社は、前項の料金の請求に当たっては、消費税法に基づき適用される税率に従い算出した金額と、地方税法に基づき適用される税率に従い算出した金額の合算額(以下、「消費税相当額」とい

う。)を加算します。

(延滞金)

第36条 当社は、契約者が第 35 条(料金の支払い)の料金及び第 56 条(違約金)の違約金の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間の応じ、年 14.6%の割合で計算した延滞金を徴収します。

(端数処理)

第37条 料金等の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第2章 工事

(自営端末設備までの電気通信設備)

第38条 当社は、契約者から申請があったときは、当社又は建物所有者が建物又は工作物内に設置した配線盤から契約者の指定する場所までの電気通信設備の工事(設置、改修等を含みます。以下この条において同じとします。)を行うことができます。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず、契約者は、第 40 条(工事の申請と承認)の申請と承認により、当社又は建物所有者が指定する配線盤から契約者の指定する場所までの電気通信設備の工事を行うことができます。

(特別な設備の設置)

第39条 契約者は、当社から本サービスの提供を受けるために特別な電気通信設備等の設置、改修等を希望するときは、契約者が工事を行うものとします。

- 2 前項により契約者が設置した特別な設備は、契約者の所有とします。

(工事の申請と承認)

第40条 契約者は、第 38 条(自営端末設備までの電気通信設備)第 2 項の規定により工事を行おうとするときは、あらかじめ建物所有者にその工事の申請をし、その承認を受けなければならないものとします。

- 2 契約者は、前項の工事が完了したときは、建物所有者にその旨を届出て、当該工事について建物所有者の完成検査を受けるものとします。

第3章 当社の義務等

(共用通信サービスの開始)

第41条 当社は、契約者が設置した自営端末設備等が第52条（自営端末設備及び自営電気通信設備の設置、接続、変更及び廃止）第2項の検査を完了し、又は検査を要しないものにあつては審査の結果、本サービスの提供に開始に支障がないと認められるときは、契約者と協議の上、本サービスの提供開始日を決定します。

(当社の維持責任)

第42条 当社は、本サービスを円滑に提供できるよう、当社電気通信設備を善良な管理者の注意をもって維持管理・運用するものとします。

- 2 当社は、当社電気通信設備の維持管理及び運用に係る作業の全部又は一部（修理又は復旧を含みます）を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

(当社設備の障害等)

第43条 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、速やかに契約者にその旨を通知するものとします。

- 2 当社は、当社電気通信設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかに当該箇所を修理又は復旧するよう努めます

(修理・復旧)

第44条 当社は、天災地変等により本サービス提供のために用いる当社電気通信設備が故障又は滅失したときは、当社が優先して修理・復旧すべきと判断したものから順に修理・復旧をおこなうことができるものとします。

- 2 本条にいう「復旧」は、当社が契約者に対し、復旧の通知を行った時点で完了したものとします。

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第45条 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその回線番号等を変更することがあります。

(当社設備の支障移転等)

第46条 契約者に起因する事由で、当社設備の支障移転等工事が発生した場合は、契約者は工事費用を負担するものとします。

(共用通信サービスの利用停止)

第47条 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、6箇月以内で、その事実が解消され、当社で

確認するまでの期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 第 52 条(自営端末設備及び自営電気通信設備の設置、接続、変更及び廃止)第 2 項又は第 50 条(自営端末備に異常がある場合等の検査)第 1 項に規定する当社の検査を受けることを拒んだとき
 - (3) 第 54 条(禁止行為)の規定に違反したとき
 - (4) 当社の承認を得ないで自営端末設備を共用通信システムに接続したとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

(共用通信サービスの利用中止)

第48条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

ア 共用通信システムの保守上又は工事上やむを得ないとき

イ 特定の契約者回線から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると当社が認めたとき

ウ 第 51 条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき

エ 当社電気通信設備が故障又は滅失し、第 44 条(修理・復旧)の修理・復旧が不可能であるとき

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止し、又は再開するときは、あらかじめその理由、利用中止をする日時及び再開する日時を契約者に通知します。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りではありません。

(共用通信サービスの廃止)

第49条 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を廃止及び変更することができるものとします。この場合、本サービスの全部又は一部は、当社所定の日をもって終了及び変更するものとします。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、サービス廃止日の6箇月前までにその理由、廃止をする日時を契約者に通知します。ただし、緊急その他やむを得ない場合、サービス利用者が存在しない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、第 1 項の規定により本サービスを変更するときは、サービス変更日の 30 日前までにその理由、変更をする日時を契約者に通知します。ただし、緊急その他やむを得ない場合、サービス利用者が存在しない場合は、この限りではありません。
- 4 付加サービスについても第 1 項から第 3 項までを準用するものとします。この場合において、「6 箇月」とあるのは「30 日」と読み替えるものとします。

(自営端末設備等に異常がある場合等の検査)

第50条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備等に異常の可能性がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備等の検査を受けることを求めることがあります。この場合において、契約者は、正当な理由がある場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前項の検査を行った結果、自営端末設備等に異常があると認められたときは、契約者は、その自営端末設備等を契約者回線から取り外していただきます。

(通信利用の制限)

第51条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

- (1) 気象機関、医療保健機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察・海上保安機関及び防衛機関に提供されるもの。輸送確保・通信確保及び電力確保に必要とされ提供されるもの。
- (2) ガス、水道の供給に必要とされ提供されるもの。新聞社、放送事業者及び通信社に提供されるもの。預貯金業務、国及び地方公共団体に提供されるもの。(前号に規定するものは除きます)
- (3) 前二号の他、当社が優先すべきと判断したもの。

第4章 契約者の義務等

(自営端末設備及び自営電気通信設備の設置、接続、変更)

第52条 共用通信システムに接続する自営端末設備及び自営電気通信設備(以下、「自営端末設備等」といいます。)は、契約者が設置するものとします。

- 2 契約者は、自営端末設備等を設置、接続、変更するときは、当該自営端末設備等の機器(以下「端末機器等」といいます。)が電気通信事業法第53条第1項に定める技術基準適合認定を受けた端末機器等を使用するものとします。ただし、技術基準適合認定を受けた端末機器等を使用しない場合は、あらかじめ所定の申請書1通を当社に提出し、自営端末設備等の検査を受けなければなりません。
- 3 当社は、前項但し書きの検査の結果が良好と認めるときは、前項の申請書の1通にその旨を記載し、これを承認書として契約者に交付します。

(第三者の監督)

第53条 契約者は、本サービスを第三者に利用させるときは、第三者に契約者と同様の義務を負わせ、適切に監督するものとします。また、当該第三者の行為により当社に損害を与えたときは、契約者は、当社に対し、当該第三者と連帯してその損害を賠償する責任を負うものとします。

(禁止行為)

第54条 契約者は、次の各号の一に揚げる行為を行ってはなりません。

- (1) 当社が契約に基づいて設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続すること
- (2) 故意に回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与えること
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づいて設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けること

(契約者の切分責任)

第55条 契約者は、自営端末設備等が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備等に故障のないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判断した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備等にあったときは、契約者にその派遣に要した費用に所定の消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

(違約金)

第56条 当社は、契約者が第54条(禁止行為)第1号又は第3号の規定に該当し、そのために料金の支払いを免れたときは、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として徴収します。

- 2 当社は、前項の違約金の徴収に当たっては、所定の消費税相当額を加算します。

第5章 損害賠償

(損害賠償)

第57条 当社は、当社の責に帰すべき理由により本サービスを提供しなかったときは、その事実を当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスを提供しなかった事実を当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限り)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、そ

の額に所定の消費税相当額を加算し、賠償します。

- (1) 基本料金等
 - (2) 通信料金(本サービスを提供しなかった事実を当社が知った月の前6月の1日当りの平均通信料金)
- 3 当社は第1項に基づき損害賠償責任を負うときであっても、契約者に対し第2項の合計額の月額料金を限度額としてのみ賠償するものとします。
 - 4 契約者は、故意又は過失により、当社の共用通信システムの設備を損傷し、又は亡失することにより、当社に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

(免責)

第58条 当社は、契約者が本サービスの利用及び終了により被った損害について、当社に故意又は重過失のない限り、契約者に対し、債務不履行責任、不法行為責任その他一切の損害賠償責任を負わないものとします。

- (1) 当社は、第三者が当社の電気通信設備を経由して不正な方法により契約者の電気通信機器等に損害を与えたときは、契約者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとします。
 - (2) 当社は、天災地変又は第3章(当社の義務等)に定める当社の措置により契約者に損害が発生しても、契約者に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとします。
- 2 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害が生じた場合であっても、当社の責に帰すべき事由によらない限り、当社は免責されるものとします。
 - 3 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に合致すること、期待する機能、商品的価値や有用性を有すること、サービスの結果の完全性、合理性、妥当性について、明示的にも黙示的にも一切の保証をおこなわないものとします。

第6章 その他

(個人情報保護)

第59条 当社は、以下の各号に該当する契約者の個人情報(「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項の個人情報の定義に該当する情報をいい、以下、「個人情報」という。)を契約者本人から直接収集し、又は間接に知らされた場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができるものとします。

- (1) 本契約の申込時及び本契約の変更時等に収集される個人情報
 - (2) 当社施設入退出時に収集される監視カメラでの映像の記録を含む個人情報
- 2 当社は、これらの個人情報を契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて使用しないものとします。ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
- (3) 法令に基づく場合
 - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (6) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 3 当社は、契約者が個人情報の提供を拒否する場合、本契約の申込みを承諾しないことがあります。
- 4 当社は、本契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後は、個人情報を消去するものとします。ただし、本契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

(反社会的勢力の排除)

第60条 当社及び契約者は、相手方が次のいずれかの項に違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずつたに、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとします。

- 2 当社及び契約者は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しな

いこととします。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等
 - (6) その他前各号に準ずるもの
- 3 当社及び契約者は、現在又は将来にわたって、前号の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という。)と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないこととします。
- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 4 当社及び契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこととします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(要求の拒絶)

第61条 当社は、契約者からの要求が技術的に困難である等の理由により、当社の業務遂行上に支障が見込まれるときは、その要求を拒絶できるものとします。

(準拠法及び管轄)

第62条 本サービス契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

- 2 本サービス契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

(協議)

第63条 当社から本サービスの提供を受けようとする者からの申請があった場合において、本約款により難しい特別な事情がある場合は、当社は、申請者と協議するものとします。

附則

(実施期日)

本約款は、2026年4月1日から適用します。

2026年4月1日以降に当社より提供される役務は、本約款に基づいて提供されます。

発行 空港施設株式会社

連絡先 〒144-0041
東京都大田区羽田空港1-6-5 第五総合ビル
空港インフラ事業部共用通信課
TEL 03-5756-9850(代表)
FAX 03-5756-9835

改訂履歴 2017年04月1日 改訂
2021年07月1日 改訂
2021年11月1日 改訂
2025年01月1日 改訂
2026年04月1日 改訂

別表第1 付加サービス（第24条関係）

1 電話サービス

サービス名称	機能
1 ダイヤルイン	NTT 公衆網の一般加入者からダイヤルイン番号をダイヤルすることにより直接当社の電話交換機の内線呼び出すことができます。
2 代表グループ	発呼者が代表番号をダイヤルしたとき、相手内線が話中の場合、相手内線と同一のグループの他の空き内線に自動的に接続されます。 下記の二つの方法があります。 (パイロット方式) 代表内線に着信したときのみ、グループ内の他の内線に接続します。 (サーキュラー方式) グループ内の全ての内線が代表内線になり、グループ内の他の内線に接続します。
3 プッシュホン回線	内線からのダイヤル信号をPB方式で送出します。
4 ホットライン	内線において、受話器を上げるとあらかじめ指定された相手をダイヤルすることなく呼び出すことができます。
5 コールキャッチ	通話中に第三者からの着信があった場合、現在の通話を保留して第三者と通話ができます。
6 内線キャンプオン	内線をかけた相手が話中の場合、自動呼出設定を行い待機します。相手の通話終了後、自動的に呼出を行い通話することができます。
7 極性反転	発信に対し相手方が応答したとき、発信側に極性反転を行い、応答を知らせます。
8 コールピックアップ	グループ内の着信呼に対し、同一グループ内の他の内線から応答できます。
9 夜間アナウンス	切り替え操作により、あらかじめ登録された内線番号への着信に対し、夜間・休日の営業時間外等に自動音声による応答を行うことができるサービスです。 利用にあたり別途転送サービスのご契約が必要です。また、応答する音源はお客様にてご用意をお願いします。
10 専用線接続	契約者の指定する電話網交換設備と、共用通信システムを専用線により接続できます。
11 内線着信転送	ご利用の電話機で転送先の電話番号を設定し、以後かかってきた電話を転送先に転送するサービスです。 ただし、共用通信システム契約者回線以外への転送はできま

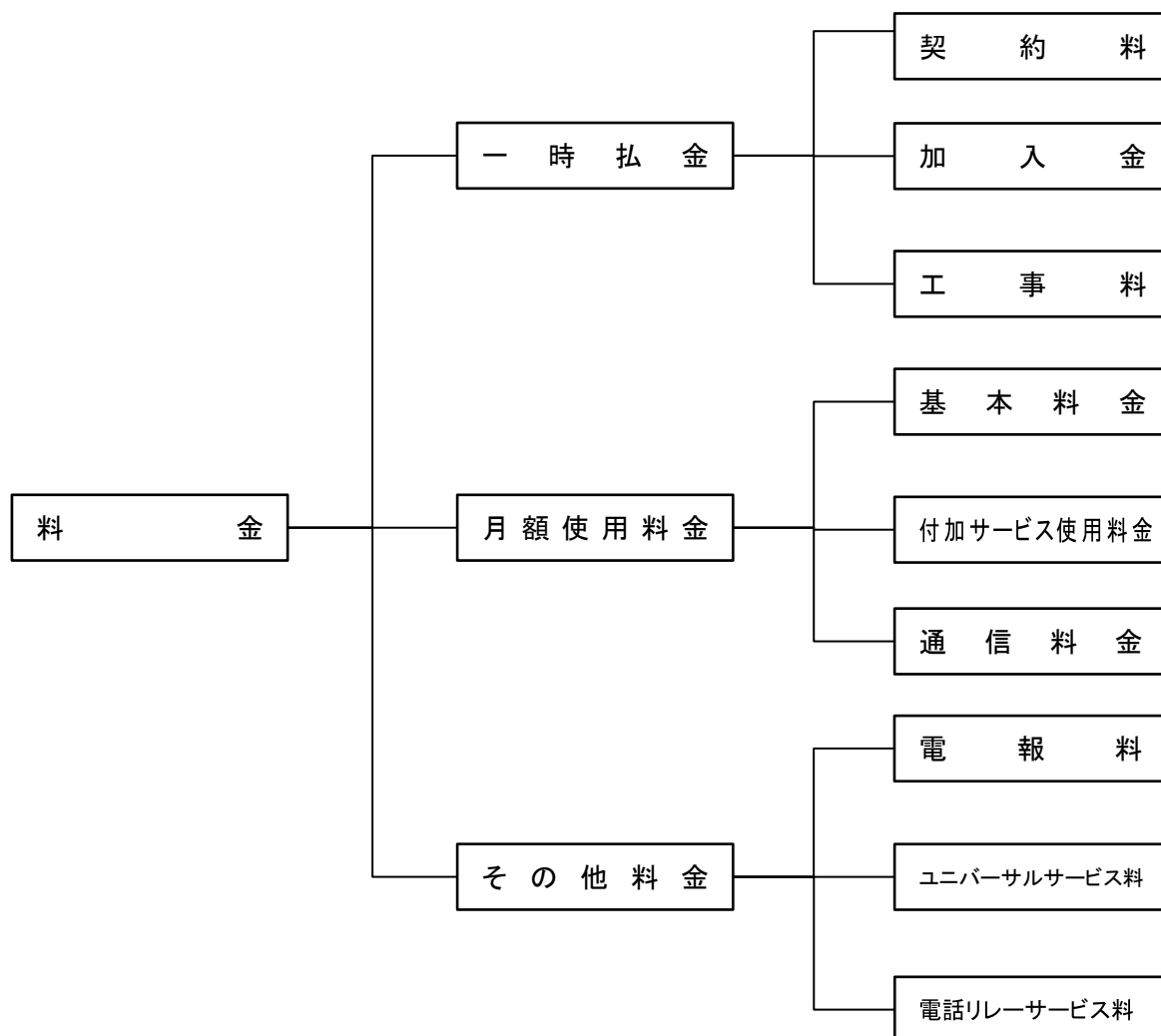
	<p>せん。</p> <p>(1)可変不在転送 転送先を設定以後、かかってきた電話を自動で転送します。</p> <p>(2)不応答転送 転送先を設定以後、約 15 秒間不応答の電話を転送します。</p> <p>(3)話中転送 転送先を設定以後、通話中にかかってきた電話を転送します。</p>
12 外線着信転送	<p>ご利用の電話機で転送先の電話番号を設定し、以後かかってきた電話を転送先に転送するサービスです。</p> <p>(1)可変不在転送 転送先を設定以後、かかってきた電話を自動で転送します。</p> <p>(2)不応答転送 転送先を設定以後、約 15 秒間不応答の電話を転送します。</p> <p>(3)話中転送 転送先を設定以後、通話中にかかってきた電話を転送します。</p>
13 着信番号表示	<p>電話をかけてきた相手の電話番号が電話機その他端末機器に表示されるサービスです。利用にあたり発信電話番号などの表示ができる自営端末設備が必要になります。</p>
14 迷惑電話お断り	<p>共用通信システムにお断りしたい電話番号を登録することで、特定の相手先からの着信を規制するサービスです。</p>
15 非通知着信拒否	<p>共用通信システムに設定を登録することで、非通知設定がされた着信を規制するサービスです。</p>
16 ワンボタン内線不在転送設定	<p>当社の提供する端末設備の特定の釦に、転送先の内線番号を設定することで、ワンボタンで転送の開始・解除が行えるサービスです。</p>
17 グループ可変短縮ダイヤル	<p>利用頻度の高い発信先をグループに登録することで、同一グループに所属する回線から短縮ダイヤルで登録済みの発信先に発信できます。</p>
18 仮想内線	<p>当社の提供する端末設備において、複数の端末設備が共通に利用する特定の内線番号を設定するサービスです。</p>
19 通信料金明細内訳書	<p>請求書ごとに、通信料金の明細データを当社指定フォーマットで提供するサービスです。</p>
20 請求データ提供	<p>電話請求書明細の記載内容について、データを当社指定フォーマットで提供するサービスです。</p>

2 デジタル通信サービス

サービス名称	機能
1 ダイヤルイン	NTT公衆網の一般加入者からダイヤルイン番号をダイヤルすることにより直接当社の電話交換機の内線呼び出すことができます。
2 代表グループ	発呼者が代表番号をダイヤルしたとき、相手内線が話中の場合、相手内線と同一のグループの他の空き内線に自動的に接続されます。 下記の二つの方法があります。 (パイロット方式) 代表内線に着信したときのみ、グループ内の他の内線に接続します。 (サーキュラー方式) グループ内の全ての内線が代表内線になり、グループ内の他の内線に接続します。
3 追加番号	契約者回線に番号を追加できるサービスです。 第1種デジタル通信の場合7番号まで、第2種デジタル通信番号の場合、999番号まで追加することができます。
4 夜間アナウンス	切り替え操作により、あらかじめ登録された内線番号への着信に対し、夜間・休日の営業時間外等に自動音声による応答を行うことができるサービスです。 利用にあたり別途転送サービスのご契約が必要です。また、応答する音源はお客様にてご用意をお願いします。
5 専用線接続	契約者の指定する電話網交換設備と、共用通信システムを専用線により接続できます。
6 内線着信転送	ご利用の電話機で転送先の電話番号を設定し、以後かかってきた電話を転送先に転送するサービスです。 ただし、共用通信システム契約者回線以外への転送はできません。 (1)可変不在転送 転送先を設定以後、かかってきた電話を自動で転送します。 (2)不応答転送 転送先を設定以後、約15秒間不応答の電話を転送します。 (3)話中転送 転送先を設定以後、通話中にかかってきた電話を転送します。
7 外線着信転送	ご利用の電話機で転送先の電話番号を設定し、以後かかってきた電話を転送先に転送するサービスです。 (1)可変不在転送 転送先を設定以後、かかってきた電話を

	<p>自動で転送します。</p> <p>(2)不応答転送 転送先を設定以後、約 15 秒間不応答の電話を転送します。</p> <p>(3)話中転送 転送先を設定以後、通話中にかかってきた電話を転送します。</p>
8 着信番号表示	電話をかけてきた相手の電話番号が電話機その他端末機器に表示されるサービスです。利用にあたり発信電話番号などの表示ができる自営端末設備が必要になります。
9 迷惑電話お断り	共用通信システムにお断りしたい電話番号を登録することで、特定の相手先からの着信を規制するサービスです。
10 非通知着信拒否	共用通信システムに設定を登録することで、非通知設定がされた着信を規制するサービスです。
11 グループ可変短縮ダイヤル	利用頻度の高い発信先をグループに登録することで、同一グループに所属する回線から短縮ダイヤルで登録済みの発信先に発信できます。
12 通信料金明細内訳書	請求書ごとに、通信料金の明細データを当社指定フォーマットで提供するサービスです。
13 請求データ提供	電話請求書明細の記載内容について、データを当社指定フォーマットで提供するサービスです。

別表第2 共用通信システム料金体系図（第28条関係）



別表第3 料金算定方法（第28条関係）

1. 電話サービス 料金算定方法

料金区分	料金の算定方法	
	算定式	適用
1 一時払金		
(1) 契約料	定額料金 × 契約者回線数	
(2) 加入金	定額料金 × 契約者回線数	
(3) 工事料		
ア 回線開通工事又は再開工事	定額料金 × 契約者回線数	
イ 利用休止又は契約解除工事	定額料金 × 契約者回線数	
ウ 一時中断工事	定額料金 × 契約者回線数	
エ 付加サービスに係る工事	定額料金 × 付加サービスの工事件数	
オ 電話番号の変更	定額料金 × 契約者回線数	
カ 端末種別の変更	定額料金 × 契約者回線数	
キ サービスクラスの変更	定額料金 × 契約者回線数	
ク 発信者番号の変更	定額料金 × 契約者回線数	
ケ ジャンパー工事	定額料金 × ジャンパー工事数	ジャンパー敷設、撤去工事が必要な場合に適用します。 工事数は、1ペアにつき1工事とします。
ケ 上記ア～ケに該当しない工事	実費	
(4) 派遣料	実費	
2 月額使用料金		
(1) 基本料金		
ア 回線使用料	定額料金 × 契約者回線数	
(2) 付加サービス使用料金		
ア ダイアルイン	定額料金 × ダイアルイン番号数	
イ 代表グループサービス	無料	
ウ プッシュホン回線サービス	定額料金 × 契約者回線数	
エ ホットラインサービス	定額料金 × 契約者回線数	ホットラインの設定された端末毎に料金を適用します。
オ コールキャッチサービス	定額料金 × 契約者回線数	
カ 内線キャンプオンサービス	無料	

料金区分	料金の算定方法		
	算定式	適用	
キ 極性反転サービス	無料	申込数等に係わず定額料金とします。	
ク コールピックアップグループ	無料		
ケ 夜間アナウンスサービス	定額料金 × 契約者回線数		
コ 専用線接続サービス	定額料金 × チャンネル数		
サ 内線着信転送サービス	定額料金 × 契約者回線数		
シ 外線着信転送サービス	定額料金 × 契約者回線数		
ス 着信番号表示サービス	定額料金 × 契約者回線数		
セ 迷惑電話お断りサービス	定額料金 × 契約者回線数 × 着信拒否番号数		
ソ 非通知着信拒否サービス	定額料金 × 契約者回線数		
タ グループ可変短縮ダイヤルサービス	無料		
チ 通信料金明細内訳書サービス	定額料金		
ツ 請求データ提供サービス	実費		
(3) 通信料金			別表第 5 を参照してください。
ア 外部網接続通話	従量料金		
イ 内部網接続通話	無料		
3 その他の料金		別表第 5 を参照してください。 一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。	
(1) 電報料	従量料金		
(2) ユニバーサルサービス料	定額料金 × ダイヤルイン番号数		
(3) 電話リレーサービス料	定額料金 × ダイヤルイン番号数		

2. 電話サービス（多機能電話） 料金算定方法

料金区分	料金の算定方法	
	算定式	適用
1 一時払金 (1) 契約料 (2) 加入金 (3) 工事料 ア 回線開通工事又は再開工事 イ 利用休止又は契約解除工事 ウ 一時中断工事 エ 付加サービスに係る工事 オ 電話番号の変更 カ サービスクラスの変更 キ 発信者番号の変更 ク 鳴動の変更 ケ キーパーターンの変更 コ 端末設備の設置工事 サ ジャンパー工事 シ 配線工事 ス 上記ア～シに該当しない工事 (4) 派遣料	定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 付加サービスの工事件数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 定額料金 定額料金 × ジャンパー工事数 実費 実費 実費	ジャンパー敷設、撤去工事が必要な場合に適用します。 工事数は、1ペアにつき1工事とします。
2 月額使用料金 (1) 基本料金 ア 多機能電話使用料 イ 多機能電話使用料(コードレス) ウ 多機能電話使用料(ハンズフリー) エ 仮想内線使用料 (2) 付加サービス使用料金 ア ダイヤルイン イ 代表グループサービス	定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 無料 定額料金 × ダイヤルイン番号数 無料	

料金区分	料金の算定方法		
	算定式	適用	
ウ ホットラインサービス	定額料金 × 契約者回線数	ホットラインの設定された端末毎に料金を適用します。	
エ コールキャッチサービス	定額料金 × 契約者回線数		
オ 内線キャンブオンサービス	無料		
カ コールピックアップグループ	無料		
キ 夜間アナウンスサービス	定額料金 × 契約者回線数		
ク 内線着信転送サービス	無料		
ケ 外線着信転送サービス	定額料金 × 契約者回線数		
コ 着信番号表示サービス	無料		
サ 迷惑電話お断りサービス	定額料金 × 契約者回線数 × 着信拒否番号数		
シ 非通知着信拒否サービス	定額料金 × 契約者回線数		
ス ワンボタン内線不在転送設定サービス	定額料金 × 契約者回線数		
セ グループ可変短縮ダイヤルサービス	無料		
ソ 通信料金明細内訳書サービス	定額料金		申込数等に係わらず定額料金とします。
タ 請求データ提供サービス	実費		
(3) 通信料金			
ア 外部網接続通話	従量料金	別表第 5 を参照してください。	
イ 内部網接続通話	無料		
3 その他の料金			
(1) 電報料	従量料金	別表第 5 を参照してください。	
(2) ユニバーサルサービス料	定額料金 × ダイヤルイン番号数	一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。	
(3) 電話リレーサービス料	定額料金 × ダイヤルイン番号数	一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。	

3. デジタル通信サービス 料金算定方法

料金区分	料金の算定方法	
	算定式	適用
1 一時払金 (1) 契約料 (2) 加入金 (3) 工事料 ア 回線開通工事又は再開工事 イ 利用休止又は契約解除工事 ウ 一時中断工事 エ 付加サービスに係る工事 オ 電話番号の変更 カ サービスクラスの変更 キ 発信者番号の変更 ク 起動種別の変更 ケ インターフェース形式の変更 コ ジャンパー工事 サ 上記ア～コに該当しない工事 (4) 派遣料	定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 付加サービスの工事件数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × ジャンパー工事数 実費 実費	第2種デジタル通信回線の工事費は実費となります。 〃 〃 ジャンパー敷設、撤去工事が必要な場合に適用します。 工事数は、1ペアにつき1工事とします。
2 月額使用料金 (1) 基本料金 ア 回線使用料 (2) 付加サービス使用料金 ア ダイヤルイン イ 代表グループサービス ウ 追加番号サービス エ 夜間アナウンスサービス オ 専用線接続サービス カ 内線着信転送サービス キ 外線着信転送サービス	定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数 無料 定額料金 × 追加番号数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × チャンネル数 定額料金 × 契約者回線数 定額料金 × 契約者回線数	第1種デジタル通信では7番号まで、第2種デジタル通信では999番号まで追加が可能です。

料金区分	料金の算定方法		
	算定式	適用	
ク 着信番号表示サービス	無料	申込数等に係わらず定額料金とします。	
ケ 迷惑電話お断りサービス	定額料金 × 契約者回線数 × 着信拒否番号数		
コ 非通知着信拒否サービス	定額料金 × 契約者回線数		
サ グループ可変短縮ダイヤルサービス	無料		
シ 通信料金明細内訳書サービス	定額料金		
ス 請求データ提供サービス	実費		
(3) 通信料金			
ア 外部網接続通信	従量料金		別表第 5 を参照してください。
イ 内部網接続通信	無料		
3 その他の料金			別表第 5 を参照してください。 一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。
(1) 電報料	従量料金		
(2) ユニバーサルサービス料	定額料金 × ダイヤルイン番号数		
(3) 電話リレーサービス料	定額料金 × ダイヤルイン番号数	一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。	

別表第4 料金単価表 (第28条関係)

1. 電話サービス 料金単価表

料金区分	料金算定の単位	単価	適用
1 一時払金		円	
(1) 契約料	契約者回線ごとに	800	全てのサービスクラスに適用します。
(2) 加入金	契約者回線ごとに	20,000	全てのサービスクラスに適用します。
(3) 工事料			
ア 回線開通工事又は再開工事			
(7) MDF渡しの場合	契約者回線ごとに	7,400	建物により工事費が異なります。
(4) IDF渡しの場合	契約者回線ごとに	9,300 ~12,100	
イ 利用休止又は契約解除			
(7) MDF渡しの場合	契約者回線ごとに	7,400	建物により工事費が異なります。
(4) IDF渡しの場合	契約者回線ごとに	9,300 ~12,100	
ウ 一時中断工事	契約者回線ごとに	1,000	
エ 付加サービスに係る工事料			
(7) ダイヤルイン	ダイヤルイン番号ごとに	700	
(4) 代表グループサービス	契約者回線ごとに	1,000	代表グループを構成する契約者回線数の合計が、料金算定の単位となります。
(ウ) プッシュホン回線サービス	契約者回線ごとに	1,000	サービスの登録、解除(信号方式をDP方式に変更)にかかる料金となります。
(エ) ホットラインサービス	契約者回線ごとに	1,000	
(オ) コールキャッチサービス	契約者回線ごとに	1,000	
(カ) 内線キャンプオンサービス	契約者回線ごとに	1,000	
(キ) 極性反転サービス	契約者回線ごとに	1,000	
(ク) コールピックアップグループ	契約者回線ごとに	1,000	コールピックアップグループを構成する契約者回線数の合計が、料金算定の単位となります。
(ケ) 夜間アナウンスサービス	実費		お客様にてご用意頂いた応答する音源を、当社設備に登録する料金となります。
(コ) 専用線接続サービス	実費		
(サ) 内線着信転送サービス	契約者回線ごとに	1,000	サービスの登録、解除にかかる料金となります。
(シ) 外線着信転送サービス	契約者回線ごとに	1,000	サービスの登録、解除にかかる料金となります。
(ス) 転送先番号設定/解除	対象番号ごとに	1,000	内線又は外線着信転送サービスにおいて、転送先番号の登録、解除、変更にかかる料金となります。
(セ) 着信番号表示サービス	契約者回線ごとに	1,000	サービスのご利用には別途、極性反転サービスの適用が必要となります。

料金区分	料金算定の単位	単価	適用
		円	
(ウ) 迷惑電話お断りサービス	契約者回線ごとに	1,000	サービスの登録、解除にかかる料金となります。また、サービスのご利用には着信番号表示サービスの適用が必要になります。
(ク) 迷惑電話お断り番号登録/解除	対象番号ごとに	1,000	迷惑電話お断りサービスにおいて着信拒否対象番号の登録、解除にかかる料金となります。
(フ) 非通知着信拒否サービス	契約者回線ごとに	2,000	
(ツ) グループ可変短縮ダイヤルサービス	契約者回線ごとに	1,000	グループ可変短縮ダイヤルを使用しての発信および番号登録の許可、解除にかかる料金となります。
オ 電話番号変更			
(7) ダイヤルイン	ダイヤルイン番号ごとに	1,700	別途、発信者番号変更にかかる工事料金が発生します。
(イ) ダイヤルイン以外	契約者回線番号ごとに	1,000	〃
カ 端末種別変更	契約者回線ごとに	1,000	契約者回線の端末種別(TEL 又は FAX)を変更する料金となります。
キ サービスクラス変更	契約者回線ごとに	1,000	契約者回線のサービスクラス(1:超特甲/2:特甲/3:準特甲/4:甲/5:準甲/6:乙)を変更する料金となります。なお、サービスクラス 乙から準甲以上へ変更する場合には、別途ダイヤルイン登録ならびに発信者番号変更にかかる工事料金が発生します。
ク 発信者番号変更	契約者回線ごとに	1,000	
ケ ジャンパー工事	工事数ごとに	2,500	工事数は、1ペアにつき1工事とします。
コ 上記ア～ケに該当しない工事	実費		
(4) 派遣料	実費		
2 月額使用料金			
(1) 基本料金			
ア 回線使用料			
(7) 内部の通話用以外	契約者回線ごとに	3,050	準甲クラス以上に適用します。
(イ) 内部の通話用	契約者回線ごとに	1,280	乙クラス以下に適用します。
(2) 付加サービス使用料金			
ア ダイヤルイン	ダイヤルイン番号ごとに	100	
イ 代表グループサービス	無料		
ウ ブッシュホン回線サービス	契約者回線ごとに	390	
エ ホットラインサービス	契約者回線ごとに	300	ホットラインの設定された端末毎に料金を適用します。
オ コールキャッチサービス	契約者回線ごとに	300	
カ 内線キャンブオンサービス	無料		
キ 極性反転サービス	無料		
ク コールピックアップグループ	無料		
ケ 夜間アナウンスサービス	契約者回線ごとに	1,200	

料金区分	料金算定の単位	単価	適用
		円	
コ 専用線接続サービス	チャンネルごとに	7,300	第一種電気通信事業者との契約に係る費用は、電話契約者の負担となります。
サ 内線着信転送サービス	契約者回線ごとに	300	
シ 外線着信転送サービス	契約者回線ごとに	800	
ス 着信番号表示サービス	契約者回線ごとに	1,200	
セ 迷惑電話お断りサービス	拒否電話番号ごとに	300	
ソ 非通知着信拒否サービス	契約者回線ごとに	300	
タ グループ可変短縮ダイヤルサービス	無料		
チ 通信料金明細内訳書サービス	一律	300	
ツ 請求データ提供サービス	実費		
(3) 通信料金			
ア 外部網接続通話	通話ごとに	従量	別表第5を参照してください。
イ 内部網接続通話	通話ごとに	無料	
3 その他の料金			
(1) 電報料	1通ごとに	従量	別表第5を参照してください。
(2) ユニバーサルサービス料	ダイヤルイン番号ごとに	定額料金	一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。
(3) 電話リレーサービス料	ダイヤルイン番号ごとに	定額料金	一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。

2. 電話サービス（多機能電話） 料金単価表

料金区分	料金算定の単位	単価	適用
1 一時払金		円	
(1) 契約料	契約者回線ごとに	800	全てのサービスクラスに適用します。
(2) 加入金	契約者回線ごとに	20,000	全てのサービスクラスに適用します。
(3) 工事料			
ア 回線開通工事又は再開工事			
(ア) MDF渡しの場合	契約者回線ごとに	11,600	建物やご利用場所により工事費が異なります。
(イ) IDF渡しの場合	契約者回線ごとに	13,800 ～16,200	
(ウ) 仮想内線の場合	契約者回線ごとに	1,000	
イ 利用休止又は契約解除			
(ア) MDF渡しの場合	契約者回線ごとに	11,600	建物やご利用場所により工事費が異なります。
(イ) IDF渡しの場合	契約者回線ごとに	13,800 ～16,200	
(ウ) 仮想内線の場合	契約者回線ごとに	1,000	
ウ 一時中断工事	契約者回線ごとに	1,000	
エ 付加サービスに係る工事料			
(ア) ダイヤルイン	ダイヤルイン番号ごとに	700	代表グループを構成する契約者回線数の合計が、料金算定の単位となります。
(イ) 代表グループサービス	契約者回線ごとに	1,000	
(ウ) ホットラインサービス	契約者回線ごとに	1,000	
(エ) コールキャッチサービス	契約者回線ごとに	1,000	
(オ) 内線キャンペーン	契約者回線ごとに	1,000	
(カ) コールピックアップグループ	契約者回線ごとに	1,000	
(キ) 夜間アナウンスサービス	実費		
(ク) 内線着信転送サービス	標準サービス		
(ケ) 外線着信転送サービス	契約者回線ごとに	1,000	
(コ) 転送先番号設定/解除	対象番号ごとに	1,000	
(サ) 迷惑電話お断りサービス	契約者回線ごとに	1,000	迷惑電話お断りサービスにおいて着信拒否対象番号の登録、解除にかかる料金となります。
(シ) 迷惑電話お断り番号登録/解除	対象番号ごとに	1,000	
(ス) 非通知着信拒否サービス	契約者回線ごとに	2,000	
(セ) ワンボタン内線不在転送設定サービス	契約者回線ごとに	1,000	
(ソ) グループ可変短縮ダイヤルサービス	契約者回線ごとに	1,000	グループ可変短縮ダイヤルを使用しての発信および番号登録の許可、解除にかかる料金となります。

料金区分	料金算定の単位	単価	適用
		円	
オ 電話番号の変更	ダイヤルイン番号ごとに		
A ダイヤルイン	ダイヤルイン番号ごとに	1,700	別途、発信者番号変更にかかる工事料金が発生します。
B ダイヤルイン以外	契約者回線番号ごとに	1,000	〃
カ サービスクラス変更	契約者回線ごとに	1,000	契約者回線のサービスクラス(1:超特甲/2:特甲/3:準特甲/4:甲/5:準甲/6:乙)を変更する料金となります。なお、サービスクラス 乙から準甲以上へ変更する場合には、別途ダイヤルイン登録ならびに発信者番号変更にかかる工事料金が発生します。
キ 発信者番号の変更	契約者回線ごとに	1,000	
ク 鳴動の変更	契約者回線ごとに	1,000	
ケ キーパターンの変更	契約者回線ごとに	6,300	端末設置場所での接続試験を含みます。
コ 端末設備の設置工事	契約者回線ごとに	6,300	現地での端末設備設置後、接続テストにかかる料金となります。配線工事は含みません。
サ ジャンパー工事	工事数ごとに	2,500	工事数は、1ペアにつき1工事とします。
シ 配線工事	実費		
ス 上記ア～シに該当しない工事	実費		
(4) 派遣料	実費		
2 月額使用料金			
(1) 基本料金			
ア 回線使用料			
(7) 多機能電話使用料	契約者回線ごとに	3,950	
(イ) 多機能電話使用料(コードレス)	契約者回線ごとに	5,400	
(ウ) 多機能電話使用料(ハンズフリー)	契約者回線ごとに	4,800	
(エ) 仮想内線番号使用料	無料		
(2) 付加サービス使用料金			
ア ダイヤルイン	ダイヤルイン番号ごとに	100	
イ 代表グループサービス	無料		
ウ ホットラインサービス	契約者回線ごとに	300	ホットラインの設定された端末毎に料金を適用します。
エ コールキャッチサービス	契約者回線ごとに	300	
オ 内線キャンブオンサービス	無料		
カ コールピックアップグループ	無料		
キ 夜間アナウンスサービス	契約者回線ごとに	1,200	
ク 内線着信転送サービス	無料		
ケ 外線着信転送サービス	契約者回線ごとに	800	

料金区分	料金算定の単位	単価	適用
コ 着信番号表示サービス	無料		
サ 迷惑電話お断りサービス	拒否電話番号ごとに	300	
シ 非通知着信拒否サービス	契約者回線ごとに	300	
ス ワンボタン内線不在転送設定サービス	契約者回線ごとに	300	
セ グループ可変短縮ダイヤルサービス	無料		
ソ 通信料金明細内訳書サービス	一律	300	
タ 請求データ提供サービス	実費		
(3) 通信料金			
ア 外部網接続通話	通話ごとに	従量	別表第 5 を参照してください。
イ 内部網接続通話	通話ごとに	無料	
3 その他の料金			
(1) 電報料	1 通ごとに	従量	別表第 5 を参照してください。
(2) ユニバーサルサービス料	ダイヤルイン番号ごとに	定額料金	一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。
(3) 電話リレーサービス料	ダイヤルイン番号ごとに	定額料金	一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。

3. デジタル通信サービス 料金単価表

料金区分	料金算定の単位	単価	適用
1 一時払金		円	
(1) 契約料	契約者回線ごとに	800	全てのサービスクラスに適用します。
(2) 加入金	契約者回線ごとに	20,000	全てのサービスクラスに適用します。
(3) 工事料			
ア 回線開通工事又は再開工事			
(ア) 第1種デジタル通信の場合	契約者回線ごとに	9,300 ～12,100	
(イ) 第2種デジタル通信の場合	実費		
イ 利用休止又は契約解除			
(ア) 第1種デジタル通信の場合	契約者回線ごとに	9,300 ～12,100	
(イ) 第2種デジタル通信の場合	実費		
ウ 一時中断工事	契約者回線ごとに	1,000	
エ 付加サービスに係る工事料			
(ア) ダイヤルイン	ダイヤルイン番号ごとに	700	
(イ) 代表グループサービス	契約者回線ごとに	1,000	代表グループを構成する契約者回線数並びに追加番号数の合計が、料金算定の単位となります。
(ウ) 追加番号サービス	追加番号ごとに	3,600	契約者回線に対し追加番号の付与又は削除にかかる料金となります。
(エ) 夜間アナウンスサービス	実費		お客様にてご用意頂いた応答する音源を当社設備に登録する料金となります。
(オ) 専用線接続サービス	実費		
(カ) 内線着信転送サービス	契約者回線ごとに	1,000	サービスの登録、解除にかかる料金となります。
(キ) 外線着信転送サービス	契約者回線ごとに	1,000	サービスの登録、解除にかかる料金となります。
(ク) 転送先番号設定/解除	対象番号ごとに	1,000	内線又は外線着信転送サービスにおいて、転送先番号の登録、解除にかかる料金となります。
(ケ) 迷惑電話お断りサービス	契約者回線ごとに	1,000	サービスの登録、解除にかかる料金となります。
(コ) 迷惑電話お断り番号登録/解除	対象番号ごとに	1,000	迷惑電話お断りサービスにおいて、着信拒否対象番号の登録、解除にかかる料金となります。
(サ) 非通知着信拒否サービス	契約者回線ごとに	2,000	
(シ) グループ可変短縮ダイヤルサービス	契約者回線ごとに	1,000	グループ可変短縮ダイヤルを使用しての発信および番号登録の許可、解除にかかる料金となります。
オ 電話番号の変更			
(ア) ダイヤルイン	ダイヤルイン番号ごとに	1,700	別途、発信者番号変更にかかる工事料金が発生します。
(イ) ダイヤルイン以外	契約者回線番号ごとに	1,000	〃
カ サービスクラス変更	契約者回線ごとに	1,000	契約者回線のサービスクラス(1:超特甲/2:特甲/3:準特甲/4:甲/5:準甲/6:乙)を変更する料金となります。なお、サービスクラス 乙から準甲以上へ変更する場合には、別途ダイヤルイン登録ならびに発信者番号変更にかかる工事料金が発生します。
キ 発信者番号の変更	契約者回線ごとに	1,000	
ク 起動種別の変更	契約者回線ごとに	1,000	契約者回線の起動種別(常時起動/呼毎起動)を変更する料金となります。

料金区分	料金算定の単位	単価	適用	
		円		
ケ インターフェース形態の変更	契約者回線ごとに	1,000	契約者回線のインターフェース形態(P-P I フレーム/P-P UI フレーム/P-MP)を変更する料金となります。 工事数は、1ペアにつき1工事とします。	
コ ジャンパー工事	工事数ごとに	2,500		
サ 上記ア～コに該当しない工事	実費			
(4) 派遣料	実費			
2 月額使用料金				
(1) 基本料金				
ア 回線使用料				
(7) 第1種デジタル通信	契約者回線ごとに	4,600	第1種デジタル通信回線は7番号まで、第2種デジタル通信回線は着信代表グループを構成する群ごとに999番号まで追加できます。	
(4) 第2種デジタル通信	契約者回線ごとに	54,000		
(2) 付加サービス使用料金				
ア ダイアルイン	ダイアルイン番号ごとに	100		
イ 代表グループサービス	無料			
ウ 追加番号サービス	追加番号ごとに	800		
エ 夜間アナウンスサービス	契約者回線ごとに	1,200		
オ 専用線接続サービス	チャンネルごとに	7,300		
カ 内線着信転送サービス	契約者回線ごとに	300		
キ 外線着信転送サービス	契約者回線ごとに	800		
ク 着信番号表示サービス	無料			
ケ 迷惑電話お断りサービス	拒否電話番号ごとに	300		
コ 非通知着信拒否サービス	契約者回線ごとに	300		
サ グループ可変短縮ダイアルサービス	無料			
シ 通信料金明細内訳書サービス	一律	300		
ス 請求データ提供サービス	実費			
(3) 通信料金				
ア 外部網接続通信	従量料金			別表第5を参照してください。
イ 内部網接続通信	無料			

料金区分	料金算定の単位	単価	適用
3 その他の料金		円	
(1) 電報料	1 通ごとに	従量	別表第 5 を参照してください。
(2) ユニバーサルサービス料	ダイヤルイン番号ごとに	定額料金	一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。
(3) 電話リレーサービス料	ダイヤルイン番号ごとに	定額料金	一般社団法人電気通信事業者協会が定める金額に準じます。

4. 工事を希望する期間における割増工事費

当社は、契約者が第 12 条（サービス契約の申込み）に規定する期間外に工事の実施を希望する場合であって、当社の業務遂行上支障がないときは、その期間に工事を実施します。この場合の工事料は割増料金とします。

5. 工事を実施する時間帯における割増工事費

当社は、契約者が標準時間帯（平日午前 9 時から午後 5 時）外に工事の実施を希望する場合であって、当社の業務遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を実施します。この場合の工事料は割増料金とします。

別表第5 通信料金明細内訳書の料金単価表(第28条関係)

項目		通話単位	通話単価	備考
国内通話	一律	3分までごとに	8.5円	
国際通話	アメリカ	1分までごとに	9円	
	中国		30円	
	その他		(注1)	
IP電話	一律	3分までごとに	10.5円	
携帯電話	一律	1分までごとに	16円	
電報	一律		(注2)	

(注1) アメリカ、中国以外の国別単価に関しては、第一種電気通信事業者(NTT 東)の単価と同額となりますので、ホームページ等を参照してください。

(注2) 電報に関しては、第一種電気通信事業者(NTT 東)からの当社に対する請求額を契約者(利用者)に請求します。